

意見書案第1号

地域医療の確保について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成20年3月25日提出

議会運営委員会

委員長 鎌 田 誠

地域医療の確保に関する意見書

現在、自治体病院を初めとする全国の病院等における医師不足が顕著となり、地域ごと・診療科ごとの不足等の解消が喫緊の課題となっている。特に、診療科の偏在については、産科・小児科以外の診療科においても進行しており、救急医療体制に支障が出るなど一層深刻な社会問題となっている。

また、地方都市における医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている現状が医療を取り巻く環境の悪化にさらに拍車をかけている。

このような中、総務省は、「公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院の経営効率を目指すものとしている。

しかし、公立病院の経営悪化の原因は診療報酬並びに薬価改定を初めとし、少子高齢化、過疎化、自治体財政の悪化等、病院事業をめぐる社会環境の変化による影響が大きく、医師や看護師確保対策など早急な対応が必要とされている。

地域医療は住民にとってなくてはならない地域社会の基盤であり、自治体だけでなく国の政策として対策する必要なことから、次の点について強く求める。

記

- 1 地方都市における医師不足の解消や地域における診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、医療派遣体制を構築するとともに、地方都市における医師の絶対数を確保するための措置を講じること。
- 2 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び財政措置の充実を図ること。
- 3 看護師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講じるとともに、一層の財政措置等の充実を図ること。
- 4 地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や医学部に「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。
- 5 地域医療において、地域住民の誰もが、安心して医療機関にかかり必要とされる医療を受けることができるよう、国政が責任ある政策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 日

岩見沢市議会

提 出 先

内閣総理大臣
財 務 大 臣
厚生労働大臣
総 務 大 臣
文部科学大臣